



様式－1（裏面）

水道直結式スプリンクラー設備設置の留意事項

- 1 災害・その他正当な理由（配水管事故時，水道施設の工事等）によって，一時的な断水や水圧低下などにより，水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない場合があります。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備の，火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じることの無いよう，日常の保守点検及び修理等の維持管理に努めて下さい。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備の設置に起因して，逆流または漏水が発生し，水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は，責任をもって補償願います。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合は，本設備は条件付きであることを賃借人に熟知させて下さい。
- 5 本設備の所有者を変更するときは，上記事項について譲渡人に継承して下さい。
- 6 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書を給水装置工事申込書に添付して下さい。